## 国の債権に係る情報の公表

### 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省 (エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定)

#### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

				平成25年度						平成26年度			平成27年度								
	管理対象債権額				消滅額			管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額			消滅額				
	前	年度以前 生未消滅	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分	前年度以	前年度以前 発生未消滅	本年度発生分	前年度以	从前発生分	前発生分 本年度発生分		前年度以前発生未消滅	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	}	
	債	権分	<b>本平及</b> 完生力		うち 不納欠損額	うち 不納欠損額		債権分	本牛及光生力		うち 不納欠損額		うち 不納欠損額	債権分	平平及死生力		うち 不納欠損額		うち 不納ク	に損額 しゅうしゅう	
合 計	230,797	61,262	169,535	170,165	630 —	169,535 —	153,673	60,633	93,040	92,961 1	_	92,960	1	125,463 60,756	64,707	65,506	799	4	64,707	-	
/#: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	■主なもの (目)諸貸付金値 (目)独立行政役 (目)備蓄石油売	去人納付金	61,127 資権 53,559		由売払代債権 53	3,559 3,036	■主なもの (目)諸貸付 (目)備蓄石 (目)配当金	金債権 油売払代債権	00,490	■主なもの (目)備蓄石油売払代債権 (目)配当金債権		37,715 37,230		■主なもの (目)諸貸付金債権 (目)備蓄石油売払代債権	60,496	■主なもの (目)備蓄石 (目)配当金	由売払代債格 責権	33,522 18,184	2		

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。)第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

#### 歳入金債権の年度末現在額の推移

	平成25年度末現在額								平成26年度末現在額								平成27年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。) 徴収停止分									一般分(徴収停止分を除く。) 徴収停止分						亭止分	一般分(徴収停止分を除く。) 徴収停							停止分	
		本年度発	色生債権分	前年度以前	前発生債権分	合計	+			本年度系	论生債権分	前年度以前	]発生債権分	台	計			本年度	発生債権分	前年度以前	前発生債権分	1	合計		
		履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 展	履行期限未 削来額	本年度発生 前年度以前 債権分 発生債権分		履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 履行 到来額 来額	丁期限到 質	履行期限未 到来額	本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分	履行期限到来額	利 履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到来額	月 履行期限未 到来額	本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分
債権の種類																									
(款)雑収入	60,631	-	_	132	60,496	132	60,496	- 2	60,712	81	-	132	60,496	214	60,496	-	2	59,956 -		211	1 59,745	21	1 59,745	5 -	_
(項)雑収入	60,631	-	_	132	60,496	132	60,496	- 2	60,712	81	_	132	60,496	214	60,496	_	2	59,956 -		211	1 59,745	21	1 59,745	5 -	_
(目)諸貸付金債権	60,496	-	_	_	60,496	-	60,496		60,496	_	_	-	60,496	_	60,496	-	-	59,745		-	59,745	-	- 59,745	5 -	_
(目)返納金債権	134	-	_	132	-	132	_	- 2	216	81	-	132	-	214	-	-	2	211 -		211	1 -	21	1 -		_
合 計	60,631	-	-	132	60,496	132	60,496	- 2	60,712	81	_	132	60,496	214	60,496	-	2	59,956 -		211	1 59,745	21	1 59,745	-	-

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

# 不納欠損額の内訳

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)

(単位:千円)

ルキー対策特別会計(エイルキー需給例定)	本年度発	性債権分	前年度以前	発生債権分	言	+	( <u>単位:十円)</u> 備考	
<u> </u>	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1佣石	
徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)								
徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)			1	898	1	898	(目)返納金債権 898	
徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)								
徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)			2	3, 172	2	3, 172	(目)返納金債権 3,172	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)			2	3, 172	2	3, 172		
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)								
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)								
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)				_				
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)								